

なぜ憲法24条がねらわれるのか

—24条改憲論の論点とイデオロギー的背景—

能川 元一

神戸学院大学非常勤講師

はじめに

筆者は本年の前半に、保守・右派の憲法24条「改正」論に関する2本の論考を公表する機会を得た(能川2018a、能川2018b)が、内容的な重複を避けるよう心がけたためそれぞれ単独では24条改憲論の全体像を描けてはいない。本稿では先の2つの拙稿を前提とし、また紙幅の都合で十分には言及できなかった点については補足しつつ、右からの24条改憲論の論点とその背後にあるイデオロギー的動機を整理してみたい。

24条改憲を重視する論者の間では改憲案のポイントはほぼ一致している。その内容は(A) 家族は国家に保護されるとする家族保護条項を加える、(B) 家族を社会の「自然」な基礎単位と位置づける、(C) 家族間の相互扶助義務を加える、の3点となる(能川2018b:56-58)。なかでも特に重視されているのが家族保護条項である(伊藤2016:22、百

地・明成社2014:30-31)。本稿では基本的にこの3点をセットとする改憲案を想定して分析を進める。自由民主党が2012年に発表した改憲草案¹は明文の家族保護条項を含んでいないが、この点については後述する。

24条改憲の古典的論点

憲法24条は制定過程で日本政府がもっとも強く抵抗した条項の一つであり、サンフランシスコ講和条約の発効直後から改憲論議の対象となっていた。1954年の自由党「日本国憲法改正案要綱」²は「旧来の封建的家族制度の復活は否定」する一方、「夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し、「親の子に対する扶養および教育の義務、子の親に対する孝養の義務」を規定するとしていた。現在の24条改憲案と方向性に大きな違いがないことがわかる。

現在の24条改憲論に見られる諸論点のうち、こうした講和直後の改憲論から受け継がれているものをあげるなら、「縦の家族」「家族の相互扶助」「教育」の3点となる。

「縦の家族」ないし「縦軸の家族」は右派の24条論にしばしば登場するキーワードである。現行24条1項の「夫婦」が「横の家族」であるのに対し、親から子、先祖から子孫へと続く「生命の継承」(伊藤・岡田・小坂2017:156)関係が「縦の家族」とされ、その価値を憲法に明記せよという主張である。

のかわ もとかず

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程単位取得退学。修士(人間学)。哲学。同研究科助手(2007年度まで)を経て現在神戸学院大学ほか非常勤講師。

著書に『憎悪の広告 右派系オピニオン誌「愛国」「嫌中・嫌韓」の系譜』(共著、合同出版、2015年)、『海を渡る「慰安婦」問題—右派の「歴史戦」を問う』(共著、岩波書店、2016年)など。

主導的な24条改憲論者の言説には、この「縦軸」が父系でなければならないとする明示的な主張はみられない。とはいえ、百地章が選択的夫婦別姓制度に反対する理由として「夫婦別姓制は必ず親子別姓をもたらすから」(百地2016:167)をあげていることを考えるなら、生物学的な意味での祖先、子孫を等しく尊重することを考えているとも思にくい。法律婚を行う女性の大半が自分の親とは異なる姓をもつことになる(「親子別姓」という現状を意に介さずにいられるのは、やはり父系優先が自明視されているからだ)と見るべきだろう。

「家族の相互扶助」は自由党の改憲案要綱では「親の子に対する扶養」「子の親に対する孝養」と表現されていたものである。ただし今日の24条改憲論における「家族の相互扶助」には大平正芳政権時代に提唱された「日本型福祉社会」論が合流している点に留意しなければならない³。なお小坂実らは、「家族の相互扶助」の義務付けが「福祉切り捨て」につながるという批判をかなり意識しており、「仮にそれが国会発議や国民投票の妨げになるようなら、必ずしも置く必要はない」としている(伊藤・岡田・小坂2017:164-165)。

最後の「教育」は現行憲法が「行き過ぎた個人主義」を蔓延させ、家族の絆を軽視する風潮を生み出した、とするものである。自由党の改憲案要綱説明書においてすでに「現行の憲法と、之に基づく教育方針が極端な個人主義の立場から、家族という観念の抹殺を図つたのは行き過ぎである」という主張が見られるが、この「行き過ぎた個人主義」は現在でも右派の家族論に頻出するキーワードである(能川2018a:35-38)。後出の「少子化」という論点においても「行き過ぎた個人主義」はその主たる原因だとされる。教育をめぐる政治的対立といえどもまずもって歴史教育、ついで道徳教育がとりあげられることが多いが、家庭科教育を問題視してきた論者の一人が、代表的な24条改憲論者の高橋史朗である。高橋は家庭科教科書に見られる「家族からの自立イデオロギー」が「少子化の根因である未婚化を推進」してきたとしている(高橋2016:277-288)。

この教育という論点に関しては、家庭教育に関する親の努力義務を新たに規定した「改正」教育基本法(2006年)や、自民党が国会提出を目指している「家庭教育支援法案」などにより、24条改憲論の狙いが改憲を待たずして先取りされた／されようとしていることにも留意しておく必要がある(打越2018) 4。

24条改憲論の新たな論点

24条改憲が必要だとされるより現代的な論拠としては、「少子高齢化」がもっとも中心的なものである。社会的な関心が高いこともあってか、ほとんどの24条改憲論はこの論点に言及している。少子化が日本社会の直面する課題として強く意識されるようになったのは1990年のいわゆる「1.57ショック」以降であるが、「はたして年間50万人出生数で志願制の自衛隊を維持できるか否かを問うべき」(加藤2015:228)、「総人口の減少と人口構成のゆがみは、経済縮小や地方消滅、社会保障破綻を招くばかりか、治安や安全保障の危機をもたらす」(小坂2017:)のように、「国防」に対する右派の伝統的な関心との結びつきを示す主張もみられる。

もう一つの新たな論点としては、「家族の多様化への抵抗」がある。生殖技術の進歩、女性の権利および性的マイノリティの権利に関する意識の変化、性別違和の認知とそれに対する法律的な扱いの変化(性同一性障害特例法)、性規範や婚姻に関する意識の変化などは、現憲法制定当時においては十分に認識されていなかった、あるいはまったく想定されていなかった多様な家族のあり方に関わる問題を提起することになった。24条改憲論者のほとんどはこうした多様な家族のあり方に対する要望に否定的である。

現状において憲法24条との関係でもっとも言及されることが多いのは「選択的夫婦別姓制度」である。1996年の法制審議会において同制度を導入する答申が行われるなど政策課題としての歴史が古く、また実際に夫婦同姓を定めた民法が憲法24条などに違反するという趣旨の訴訟が提起されて

きたことを背景として、憲法24条は選択的夫婦別姓を要請していないとする主張は繰り返し唱えられてきた。前述した「少子高齢化」という論点との関連で、夫婦別姓が「家族解体」につながるという主張も右派の間ではポピュラーなものである。

他方で同性婚については、憲法24条は同性婚を想定していないという立場を日本政府がとっており⁵、右派論壇でも現行24条は同性婚を排除しているという見解(八木2015:228-229)が一般的であるため、現状では24条改憲論の論点として前景化されてはいない。しかしながら、24条改憲論やそれに関連した右派論壇の家族論を参照する限り、同性カップル、性別変更者を含むカップル、一人親世帯(とりわけシングルマザー世帯)などは「自然」な家族から排除されている⁶。家族を社会の「自然」な基礎単位とし国家が家族を「保護」するという24条改憲論は、「不自然」な家族の排除を確実なものとし、一人親世帯につながる離婚へのハードルを高くするという効果を期待したものだということがかがえる(能川2018a:31-32、能川2018b:70-75)。

なお前述した通り2012年の自民党改憲草案には明文の家族保護条項はない。その代りに現行24条1項の「両性の合意のみ」から「のみ」が削除され、2項の「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族」から「配偶者の選択」と「住居の選定」が削除されている。もしこれらの変更が、いわゆる「官製婚活」(斉藤2017)に行政がより積極的に関与することや、三世代同居(とりわけ夫の両親との同居)を促進する政策をとりやすくすることを狙ったものだとすると、家族保護条項の目的は部分的には自民党草案にも盛り込まれていることになる。

24条改憲論と右派のイデオロギー

日本における少子化の主たる原因が非婚化にあり、非婚化の背景には非正規雇用の拡大がある、という認識は24条改憲論者にも共有されている(小坂2017:14、高橋2016:274)。子育てへの経済的負担を軽減するための「親手当」といった政策提

言もみられないわけではない(加藤2016:11、小坂2017:14)。しかし24条改憲論の全体を見渡せば、主流をなしているのは家族の絆を認識させる教育や男女の「出会い」の場を増やす政策を、といった提言であり、子育て世代への経済的支援についてはむしろ冷淡な論調にも度々出会う(能川2018a:29-31)。そもそも結婚や子育てを政府が経済的に支援するのに24条改憲は不要であり、憲法25条の規定にもかかわらず生活保護の捕捉率が極めて低いことを考えるなら、家族保護条項が家族への経済的支援を確実なものとする保証もない。

少子化という課題に、必要性にも実効性にも疑問符がつく24条改憲でとりくむという主張の動機を、より一般的な右派のイデオロギーのうちに求めるなら、その一つは「反個人主義」である。24条改憲論には、少子化を“結婚し、子どもを持つことを望む人々が幸福追求の実現を妨げられている”という視角はほとんど欠けている。むしろ個人の幸福を過度に追及しようとする風潮、先にも言及した「行き過ぎた個人主義」が積極的な結婚促進、出産促進策をとることを妨げている(加藤2015:227-228)のであり、だからこそ家族保護条項が必要だとされる(伊藤・岡田・小坂2017:153-154)ことになる。

もう一つ無視し難いのが「反共主義」である。2000年代前半には、少子高齢化を背景の一つとして導入された男女共同参画政策への右からのバックラッシュが活発に行われたが、その当時右派論壇でたびたび繰り返されたのが“男女共同参画は(ないしその背後にあるフェミニズムは)隠れマルクス主義”という主張だった。例えば八木秀次は「ところでこうして今、法案や政府の方針に結実しようとしているフェミニズムの発想、具体的にはジェンダーフリーや「育児の社会化」の発想の淵源はどこにあるのだろうか。一般にはあまり知られていないが、この淵源はほかならぬマルクス主義にある」としている(八木2000:167)。2009年に成立した民主党政権の目玉政策の一つであった「子ども手当」について、野党時代の安倍晋三は「子育てを家族から奪い取り、国家や社会が行う子育ての国家化、社会化」「実際にポル・ポトやスターリンが行おうとしたこ

と」だと批判していた(安倍他2010:54)。雇用の不安定化が非婚化の一因であると認識してはいても、資本の論理と対決することを避けるなら、解決策は別のところに求めざるを得なくなるわけである。

このように24条改憲論の主張は、右派の極めて基礎的な信条に動機づけられており、そのため客観的なデータによる反論を容易には受けつけない。24条をめぐる議論に際してはこの点を認識しておくことが不可欠であろう。■

《注》

- 1 自民党憲法改正推進本部(2012)「日本国憲法改正草案」(2018年8月15日最終アクセス)。https://jimin.jp-east-2.os.cloud.nifty.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf
- 2 自由党憲法調査会編「日本国憲法改正案要綱」、東京大学社会科学研究所図書館収蔵、請求記号B:2602:62。2018年8月15日Web閲覧(以降も同様)。
- 3 高橋史朗は家族社会学者の加藤彰彦が「家族は、次世代育成のための自律的な基礎単位として、社会的、法的及び経済的保護を受ける権利を有する」という24条1項改憲試案を提唱しているとし、この試案について「「自律」という「自助」、「社会的、法的及び経済的保護」という「共助」、「公助」という日本型福祉社会にふさわしい家族保護条項案といえるのではないかと評価している(高橋2016:271)。国家の不当な干渉を排することを意味するはずの「自律」を「自助」に結びつけるのは強引に思えるが、逆にいえばそれだけ高橋が家族保護条項を「日本型福祉」論に引きつけて理解している証左ともいえよう。
- 4 ただし安倍政権の教育「改革」には、講和直後から続いている保守派のアジェンダという側面だけでなく、サッチャー政権下のイギリスにおける教育「改革」をモデルにしているという側面もある(安倍他2005)。先に言及した「日本型福祉」論との結びつきともども、24条改憲論が単なる復古主義ではなく、新自由主義の要請に応えようとするものでもあることを示しているといえる。
- 5 2015年2月18日第189回国会参議院本会議における安倍晋三首相の答弁。
- 6 右派の24条改憲論、家族論、育児・教育論においては、在日外国人や民族的マイノリティを含む家族の存在はほぼ完全に無視されている。家族が「日本人」からなるという前提の自明視が、とりわけ育児や教育に関わる政策にとって大きな問題をはらんでいることも指摘しておきたい。

《参考文献》

- 安倍晋三他(2005)「サッチャー改革に学べ! 教育改革の任は国家にあり」『正論』2005年1月号、76-91ページ
- 安倍晋三他(2010)「暴走内閣を阻止せよ! 「創生日本」と安倍晋三」『WILL』2010年7月号、54-65ページ
- 伊藤哲夫(2016)「三分の二」獲得後の改憲戦略」『明日への選択』2016年9月号、18-23ページ
- 伊藤哲夫・岡田邦宏・小坂実(2017)『これがわれらの憲法改正提案だ 護憲派よ、それでも憲法改正に反対か?』日本政策研究センター
- 打越さく良(2018)「家庭教育支援法の何が問題なのか?—24条を踏みこむ国家介入」中里見博他(2018)、43-74ページ
- 加藤彰彦(2015)「夫婦別姓制度導入は少子化を加速する 出生率向上に必要なのは伝統的大家族の再生だ」『正論』2015年12月号、224-231ページ
- 加藤彰彦(2016)『こうすれば少子化は克服できる 「家族人口政策」の提言』日本政策研究センター
- 小坂実(2017)「出生数100万人割れの「非常事態」その深刻さと対策を考える」『明日への選択』2017年2月号、10-15ページ
- 斉藤正美(2017)「経済政策と連動する官製婚活」本田由紀・伊藤公雄編著『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背後にあるもの』青弓社、87-120ページ
- 高橋史朗(2016)『「日本を解体する」戦争プロパガンダの現在 WGIPの源流を探る』宝島社
- 中里見博他(2018)『右派はなぜ家族に介入したがるのか 憲法24条と9条』大月書店
- 能川元一(2018a)「右派はなぜ24条改憲を狙うのか?—「家族」論から読み解く」中里見博他(2018)、17-44ページ
- 能川元一(2018b)「右派の「二十四条」「家族」言説を読む」早川タダノリ編著『まぼろしの「日本的家族」』青弓社、48-78ページ
- 百地章(監修)・明成社(編集)(2014)『女子の集まる憲法おしゃべりカフェ』明成社
- 百地章(2016)「第54講 夫婦別性〔ママ〕は違憲ではありませんでした。」『正論SP 高校生にも読んでほしい そうだったのか! 日本国憲法100の論点』産経新聞社、166-167ページ
- 八木秀次(2000)「「フェマルキスト」が歪める少子化対策」『諸君!』2000年3月号、163-171ページ
- 八木秀次(2015)「渋谷・同性カップル条例…先鋭化したジェンダーフリー 明治神宮が「同性婚の聖地」になる日」『正論』2015年5月号、226-233ページ